

審査の結果の要旨

氏名 梁智嬪

本論文は、戦後初期の小津安二郎の作品群と、高度経済成長期の山田洋次『男はつらいよ』初期作品群を比較分析し、日本映画に描かれた家族像の変遷を明らかにしたものである。これまでしばしば小津安二郎の作品群は、復古調・伝統回帰・保守主義と評価され、山田洋次の作品群はノスタルジアやマンネリズムと評価されてきた。しかし、本論文はそうした通説を覆し、小津安二郎と山田洋次の両作品群を、それぞれの時代における家族の問題を提起し、オルタナティブな可能性を提示したものとして再評価する。

本論文は三部から構成されている。

第一部は、本論文の研究目的や先行研究、研究対象や研究方法を述べた序論的な部分である。第1章「問題意識と研究方法」では、家制度や戦後家族に関する先行研究、メディアの家族イメージに関する先行研究、映像社会学の方法論などが検討される。その上で、「第一の戦後」（敗戦から復興まで）では近代化というものが達成されるべき夢として語られたのに対し、「第二の戦後」（高度経済成長期）では、忌むべき既存秩序として捉えられたとする小熊英二の「二つの戦後」論に基づき、小津・山田の両作品群をそれぞれの時代の家族に対する反省や提案を含んだ「プロジェクト」として読み解くという問題意識が示される。

第二部では、上記の問題意識に基づき、戦後初期の小津安二郎の作品群が詳細に分析される。まず第2章「戦後初期と小津映画」は、小津映画に関する先行研究を批判的に検討する。これまでそのスタイルや様式美、あるいは現実遊離や日本のイメージを強調しがちだった従来の小津映画研究の問題点を指摘し、小津安二郎をとりわけ戦後初期という時代と積極的に関わった映画作家として再発見していく必要性を述べる。その上で、第3章「離反と融合」では、戦災孤児を扱った『長屋紳士録』（1947）と娘の結婚を扱った『晩春』（1949）を取り上げ、家制度の廃止という時代背景のもと、両作品が家族や共同体がもつ排他性や閉鎖性に警鐘をならすものであったことが明らかにされる。また第4章「罪と宥和」では、夫婦関係の葛藤を描き出す『風の中の牝雞』（1948）と『宗

方姉妹』（1950）を中心に、両性の平等や個人の尊重という時代背景のなかで、両作品が家族の自己反省や他者への赦しというテーマを表現していたことが論じられる。さらに第5章では、『麦秋』（1951）と『東京物語』（1953）を取り上げ、個人のエゴによって家族がしだいに解体していくなかで、両作品が個人の自己決定をいかに調停していくかという問題を提起していたことが述べられる。これらの議論を受けて、第6章「戦後初期小津作品における『家族』の意味」では、戦後初期の小津安二郎の作品群が、民主的な家族改革という時代背景のもと、「他者に開かれた家族」や「自立した主体的な個人」という新しい家族像を提示するものであったことが結論づけられる。

第三部では、高度経済成長期の山田洋次『男はつらいよ』初期作品群（第8作まで）が詳細に分析される。まず第7章は、『男はつらいよ』に関する先行研究を批判的に検討する。『男はつらいよ』をノスタルジアやマンネリズムと評価してきた既存の研究の問題点を指摘し、むしろその初期作品群を、オルタナティブな家族の可能性を提示した作品として再評価する重要性を述べる。その上で、第8章「異質と放浪」では、婚外子でテキヤの主人公が活躍する『男はつらいよ』第1作（1968）は、高度経済成長期に実現した戦後家族モデルに対する問題提起だったことが示される。第9章「決裂する親子」では、第2作（1968）、第7作（1971）、第8作（1971）を中心に、これらが理想的な戦後家族イメージに隠されている様々な矛盾や限界（性別役割分担や母性イデオロギー）を暴き出していたことが論じられる。第10章「尊重と理解、『新たな家族』への『意思』」では、全体として『男はつらいよ』初期作品群が血縁や地縁によらない新たな家族像（「意思する家族」）を提起していたことが明らかにされる。これらの議論を受けて、第11章「『男はつらいよ』初期作品における『家族』の意味」では、山田洋次『男はつらいよ』初期作品群が、高度経済成長期に急速に広まり既存秩序と化した戦後家族に対するアンチテーゼであったことが結論づけられる。

以上のように、本論文は通説を覆す斬新な視点から、戦後初期の小津安二郎の作品群と高度経済成長期の山田洋次『男はつらいよ』初期作品群を読み解き、日本映画に描かれた家族像の変遷を明らかにした。審査委員会では、両作品群を比較する際に階層による文化的差異を考慮に入れる必要があること、繰り返し用いられる「エゴ」の概念が曖昧なことなどが指摘されたが、小津・山田の膨大な作品群をこれまで注目されてこなかった家族像という観点から一貫して捉えた独創性は高く評価される。よって本論文は博士（社会情報学）の学位請求論文として合格と認められる。

見本

審査の結果の要旨

氏名 本郷 太郎

↑

(※履歴書の記載と同じにしてください。)

よって本論文は博士（〇〇〇）の学位請求論文として合格と認められる。